

# 基本仕様書

## 1 業務名

原爆ドーム世界遺産登録30周年記念事業実施業務

## 2 業務の目的

原爆ドームは、厳島神社とともに平成8年に世界遺産として登録されたことにより、世界的に知名度が高まり、多くの観光客が訪れている。

本業務は、原爆ドームが令和8年12月に世界遺産登録30周年を迎える機会を捉え、更なる誘客や周遊促進につながる取組を実施するものである。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) 案内コーナーの設置

外国人観光客を含む原爆ドームへの来訪者に対し、「広島ピースツーリズム」を活用して、平和関連施設等への周遊を促す案内コーナーを設置する。なお、英語での対応が可能な案内スタッフを常時1名以上配置すること。

#### ア 設置日

令和8年12月から令和9年1月までの全ての土日祝日（1月1日～3日を除く。）を含む20日以上

#### イ 設置場所

原爆ドーム付近の本市が指定する場所（屋外）

#### ウ 案内時間

9時から17時を基本とする。

#### エ 内容

世界遺産登録30周年記念事業実行委員会が別途実施する各種事業や本市の観光イベント等の案内も実施すること。

なお、「広島ピースツーリズム」の案内については、事業の趣旨に沿うものとなるよう、本市と協議の上、決定すること。

#### オ 雨天時等の対応

雨天決行とする。荒天時の対応については、別途本市と協議の上、決定する。

雨天時の実施に当たり必要な対策や案内スタッフの防寒対策等については、受注者において講じること。

#### カ 仮設物の設置及び撤去

テント等の仮設物を使用する場合は、使用日ごとに設置し、当日中に撤去すること。

※ 「広島ピースツーリズム」とは、世界の多くの人々に、広島への来訪を促し、被爆の実相を伝え、ヒロシマの「平和への思い」を共有してもらうとともに、広島での周遊促進や滞在時間の延長につながることを目的とした取組。具体的には、市内の主要な平和関連施設等を巡るモデルルートを紹介するウェブサイトの運営や、ルートマップの作成・配布、周遊イベントの実施等に取り組んでいる。

参考：広島ピースツーリズム公式サイト (<https://peace-tourism.com/>)

## (2) 30周年記念セレモニーの開催

原爆ドームへの来訪者に対し、世界遺産の保存・継承等に関心を持ってもらうため、世界遺産登録30周年を記念するセレモニーを実施する。

### ア 実施日時

令和8年12月5日（土）15時以降（30分～1時間程度）

### イ 実施場所

元安川親水テラス（原爆ドーム対岸）

### ウ プログラム

以下の内容を含むプログラムを企画した上で、セレモニーの準備・運営等を行う。

#### (ア) 広島市長式辞

#### (イ) 広島市議会議長祝辞

#### (ウ) 原爆ドームの歴史紹介

被爆前の建物や被爆の状況、保存に至る経緯や保存の意義等、原爆ドームの持つ意義などについて、観光客の理解を深めることができるような内容とする。

#### (エ) コンサート

被爆ピアノの活用、原爆ドームや平和に関連する選曲とするなど、セレモニーの趣旨にふさわしい内容とする。

※出演料などコンサートに必要な経費は受注者の負担とする。

### エ 雨天時等の対応

雨天決行とする。荒天時の対応については、別途本市と協議の上、決定する。

雨天時の実施に当たり必要な対策については、受注者において講じること。

### オ 警備

観覧者の滞留等が見込まれる場合の警備や誘導等は、受注者が行う。

## (3) 光の演出の企画・運営

キャンドルライト等による光の演出について、原爆ドーム世界遺産登録30周年にふさわしい企画（演出方法、デザイン等）及び機材の設置、管理、撤去を行う。

### ア 実施期間及び時間

令和8年12月5日から令和9年1月31日まで毎日実施すること。

時間は、日没以降22時までを基本に、発注者と受注者が協議の上決定する。

### イ 実施場所

原爆ドーム周辺

### ウ 業務内容

#### (ア) 企画

本業務に使用する演出用照明器具は、時代を超えて核兵器の廃絶と世界の恒久平和の大切さを訴え続ける人類共通の平和記念碑である原爆ドームの周囲にふさわしい光の演出が可能であるキャンドル型のライト（LED等）を基本とし、付随する間接照明によるライトアップも可能とする。なお、原爆ドーム（周囲の柵を含む）及び慰霊碑等への装飾、照射は行わないこと。

また実施初日においては、上記の趣旨に加え、平和への祈りと鎮魂の意を表現するため、キャンドルを用いた演出を併せて行うこと。

(イ) 機材の設置及び撤去

機材の設置及び撤去の際は、工程表を事前に発注者に提出し、労働安全衛生法を遵守して、安全に配慮し作業を行うこと。

機材は、周囲の景観に調和した色・形・大きさとし、園路には設置しないこと。この条件に合致しない機材は、実施時間外は、都度、撤去すること。

(ウ) 管理

実施時間外も含め、設置した機材の管理を行うこととし、機材の故障や転倒などが発生した場合は、直ちに当該場所に赴き、補修・復旧等を行う。なお、事業の実施に当たり著しく影響がある場合、通行者や近隣を通行する車両等に危険が及ぶ場合等については、直ちに安全確保の措置を講じるとともに、発注者へ報告すること。

(エ) 警備

観覧者の滞留等が見込まれる場合の警備や誘導等は、受注者が行う。

(4) その他の効果的な取り組み（任意提案）

本仕様に記載した内容に関わらず、本業務の目的に対して効果的な企画等を提案のうえ、実施する。

(5) 本事業のプロモーション

(1)～(4)の取組内容等について広く周知するため、SNSによる情報発信やチラシ（A4版）を作成するほか、効果的なプロモーションの企画・実施（任意提案）を行う。

## 5 実施報告書等

(1) 契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者に提出・承認を得ること。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

受注者は、実施計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度、発注者に変更の実施計画書を提出し、承認を得ること。

ア 業務概要

イ 業務体制

ウ 業務内容

エ 業務工程（スケジュール）

オ 連絡体制（緊急時含む）

(2) 業務終了後、実施報告書を作成し、発注者に提出・検査を受けること。実施報告書には、次の事項を記載するものとする。

ア 実施概要

イ 実施内容

ウ 実施工程（スケジュール）

エ 各取組の計測結果（業務内容(1)、(2)における対応者数、観覧者数を含む）

## 6 成果品

(1) 実施報告書について、印刷物1部及び電子データを提出する。

(2) 成果物について、電子データを提出する。

## 7 印刷物等への事業名称等の記載

- (1) 本業務とは別に制作する、30周年記念事業ロゴマークについて、印刷物に掲載するなど積極的に活用すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、看板等を設置する場合は、当該看板等に「広島市」の表記又は広島市章を表示すること。

## 8 関係法令等への対応

本業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守すること。特に、文化財保護法、景観法、都市公園法、広島市屋外広告物条例及び広島市公園条例等に関しては、各法令等に基づく手続きが必要となる場合があるため、受託者は事前に実施内容を発注者と協議の上、各所管窓口へ必要な許可手続き等を行うこと。

- (1) 文化財保護法に基づく手続き

広島市市民局文化振興課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話：082-504-2501）

- (2) 景観法、広島市屋外広告物条例及び景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱に基づく手続き等

広島市都市整備局都市計画課都市デザイン係

（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話：082-504-2277）

- (3) 都市公園法及び広島市公園条例に基づく手続き

広島市都市整備局緑化推進部緑政課

（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話：082-504-2390）

- (4) 河川法に基づく手続き

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所

（広島市中区八丁堀3番20号 電話：082-221-2436）

## 9 特記事項

- (1) 本業務に係る納入成果物に関し、全ての著作権は発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (2) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受託者の責任において処理する。
- (3) 個人情報保護に関する法律、その他関係する法令等を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。
- (4) 平和記念公園内で緊急工事（舗装修繕、樹木せん定等）を行う際に、本事業の設置物が障害になる場合は移動等の対応に協力すること。
- (5) 平和記念公園内における業務実施に当たっては、慰霊碑への配慮（経路確保、物を立てかけない等）を行うこと。
- (6) 業務実施後は、開催場所の原状復旧を行うこと。
- (7) 本業務において写真や動画、BGM等を使用する場合は、著作権等の権利関係に問題が生じない素材を使用すること。使用に当たり承諾が必要となる場合は、受託者の責任において必要な手続等を行うこと。
- (8) 本業務に関連して施設等を使用する場合は、各施設等の管理者に対し適切に、受託者自ら許可申請を行い、その許可を得た上で、必要な料金等を納入すること。
- (9) セレモニー等で使用する水道及び電気等は、原則として受託者が自ら確保すること。

なお、元安川親水テラスの使用時、平和記念公園内電源設備の使用を希望する場合は、都市整備局緑化推進部緑政課へ相談すること。

- (10) 企業・団体等から協賛を得ることは可能とする。なお、平和記念公園においては、協賛企業名等の表示を行わないほか、特定の企業による自社の宣伝や商品の広告だけを目的としないこと。
- (11) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出する。
- (12) 本業務において、政治を目的とする活動は行わないこと。
- (13) 関係者との調整、苦情対応等については、受託者の責任において行うこと。
- (14) 本業務を第三者に再委託する場合は、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め発注者に承認を得ること。